

監 査 結 果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関しては、是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和8年6月5日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和8年7月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和8年7月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
巻農業振興部	令和8年6月29日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 設計図書（設計書、図面、仕様書等）に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年7月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
児童・障害者相談センター	令和8年7月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) こども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分436件6,971,403円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和8年6月22日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和8年6月25日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
児童・障害者相談センター	令和8年6月25日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 こども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分985件14,950,390円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 障害福祉費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分113件1,141,800円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 3 こども家庭費負担金について、徴収金額の算定を誤ったことにより、令和5年度から令和6年度分の徴収金370,440円を過大に徴収したため、還付したものがあった。 児童福祉施設等費用徴収事務取扱要領に基づく適正な事務処理を行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
妙高砂防事務所	令和8年7月14日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 設計図書（設計書、図面、仕様書等）に関する事項
直江津港湾事務所	令和8年6月23日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項